

外来化学療法の実施について

当院では、外来における安心・安全な化学療法の実施を推進するにあたり、必要な診療体制を整備しております。

1 相談体制について

外来化学療法を実施した患者さんからの緊急の相談等に24時間対応するため、専任の職員（医師、看護師、薬剤師）を配置しております。

【連絡先】 0 1 9 7 - 2 4 - 4 1 2 1（代表）

【対応】 （平日日中）該当診療科の外来
（時 間 外） 救急外来

2 入院体制について

急変時等の緊急時は、入院できる体制を確保しています。

3 化学療法のレジメン（治療内容）審査について

実施される化学療法のレジメンは、複数の医師、看護師、薬剤師等で構成される委員会で、妥当性を評価、承認されたものとなっております。

4 療養と就労の両立支援について

患者さんと患者さんが勤務する事業者で作成した勤務情報を提出いただくことにより、療養と就労の両立に向けた情報の提供、情報提供後の勤務環境の変化を踏まえた指導を行う体制を整備しております。（詳しくは、がん相談支援センターまでお問合せください）